

欧州域外における欧州特許保護

筆者：クリストフ・ベスナード (Christophe Besnard)

[リード文]

1つの欧州特許によって欧州連合（EU）加盟国のうちの17カ国において特許保護を取得することを最初に可能にする単一特許にすべての視線が集まる中、欧州特許の地域的範囲が、EUに限定されず、欧州の地理的範囲を越えてアジア及びアフリカまで拡大されています。このように、欧州特許庁（EPO）に出願された単一の欧州特許出願によって、少なくとも44カ国において特許保護を求める機会が与えられます。

[記事本文]

特許許可後に欧州特許庁（EPO）に単一の請求を提出することにより、1つの欧州特許によって欧州連合（EU）加盟国のうちの17カ国において特許保護を取得することを最初に可能にする単一特許にすべての視線が集まる中、欧州特許の地域的範囲は決してEUに限定されるのではなく、欧州の地理的範囲を越えてアジア及びアフリカまで拡大されていることを思い出す価値があるようです。このように、EPOに出願された単一の欧州特許出願によって、少なくとも44カ国において特許保護を求める機会が与えられます。

EU域外において欧州特許保護が得られる理由は、欧州特許制度の本質そのものにあります。欧州特許制度は、EUと繋がっていない政府間組織である欧州特許機構（European patent organization）に基づいて構築されたものです。この機構は、その執行主体であるEPOを介する欧州特許の権利化を目的としています。欧州特許機構は、発足した1970年代において16カ国が加盟しており、当時のEUの加

盟国 (“Europe of Nine”) よりも 7 カ国多かったです。今日、EU の 27 の加盟国に対し、欧州特許機構の加盟国は 39 カ国です。それ故に、欧州特許は、例えば、ノールウェー、スイス、イギリス及びトルコなどの EU 以外の地域においても保護を与えられることが可能になります。

さらに最近では、欧州特許の保護範囲は東欧と地中海を越えて拡大されています。

そうなる為には、欧州特許機構は、機構外部のいくつかの国と「認証協定」(validation agreement) として知られている協定を締結しました。一番最初には 2010 年にモロッコと、次に、2013 年にモルドバと (2015 年 11 月に発効)、2014 年にチュニジアと (2017 年 12 月に発効)、[2017 年にカンボジア](#)と (2018 年 3 月に発効)、そして、2018 年にジョージアと (まだ発効しておらず) 協定を締結しました。

これらの認証協定によって、欧州特許は、選択された認証国において、効力を有することとなり、国内特許と同一効果を奏し、国内法に適用されます。実際には、EPO に欧州特許出願を行った後に、認証費 (validation fee) を期限内に、つまり、直接出願の場合、欧州特許便覧 (European Patent Bulletin) において欧州サーチレポートの公開が言及された日から 6 カ月以内に、或いは、PCT 国内移行出願の場合は 31 カ月の欧州段階への移行期限以内に、EPO に納付しなければなりません。納付期限を経過した場合、期限から 2 カ月の猶予期間以内に、当該認証費と共に 50% の追加料金を納付して追納することが認められます。そして、特許許可通知発行後に、対象欧州特許は、当該特許の全文又は部分の翻訳文を提出し、公開手数料を納付することにより、選択された認証国において効力を有することとなります。

認証協定の目的は、調査及び審査作業の重複を減らし、ひいては国家特許庁は認証国の主権を尊重しつつ、国内出願人からの出願を優先的に処理することがで

きるようにすることです。とりわけ、国内裁判所は国内法に従って特許有効性及び侵害を判定する専属管轄を保持します。

そのように、現在までのところ、欧州特許は、44カ国において保護が与えられていますが（国によって異なる特許付与後の手続に応じ）、欧州特許機構は、保護範囲を更に拡大することを目指しています。

EPOは現在、アフリカの他の国と中東（ジョルダン）と新たな認証協定の形式化について交渉しています。最近では、EPOは、両機構間の認証協定を準備するために、アフリカ知的財産機関（African Intellectual Property Organization, “OAPI”）への支援を強化しています。そのような認証協定が締約されると、欧州特許出願を介して、コートジボワール、コンゴ及びカメルーンを含むOAPIの17のアフリカ加盟国において保護を取得することが可能になります。